

会員ニュース

2020. 10 (新-115号)
日本電気管理技術者協会
事務局編集

今年は雨続きだったのに、お米の出来は例年並みとか。農家の方々のご苦労と、天の恵みに感謝するのみであります。

ぼちぼち新米や美味しいものが出そろはずです、皆様十分にご堪能下さいませ。

さて、西の方では役所の形を巡り、東の方では「政権」そのものを巡り投票の予定で、結果の予想はともに拮抗しております。たぶん、本号が届く頃には結果が出ていることでしょう。こりゃどっちが勝っても後始末が大変だな、と思う事務局より「会員ニュース(115号)」をお届けします。



(2020年10月、日光竜頭の滝 栃木県の会員中山様よりご投稿いただきました。)

1. 10月2日、電安課のHPに「電気事故速報値を更新しました」が掲載されました。

恒例の「管内自家用電気工作物電気事故速報値」の更新です
管内では、引き続き「感電死亡事故”0”」を継続中ですが、「感電負傷事故」に関してはなかなか”0”の達成が叶いません。

会員の皆様もどうぞお気を付け頂きまして、日常の点検業務の遂行をお願い申し上げます。

詳細は、添付資料「電気事故速報値(9.30)」をご参照ください。

2. 事業場番号記載について

6月30日より電子申請スタートに伴い、外部委託申請した際に、承認番号と共に『事業場番号』が付与されるようになりました。この事業場番号は、電子申請だけでなく6月30日以降に申請した事業場に対して番号が付与されています。事業場番号は、誕生日のようなもので設置者・事業場名称が変更となっても変わりません。事業場番号が付与されたら、設置者に必ず通知し適切に管理するよう電安課のからメールが届いております。電安課の「保安ネット(電子申請)における外部委託承認の入力方法について」にも掲載されていますので資料として添付いたします。

3. 10月28日、経産省のHPに「産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 電力小委員会 電気保安制度WG（第2回）開催」の議事次第が掲載されました。

2020年10月28日（水）10：00～12：00 Skype 会議として開催され、

資料1 電気保安人材をめぐる課題の検討状況

資料2 再エネ発電設備の電気保安の確保に向けた検討状況

資料3 電気保安をめぐる現状と今後の課題

～弾力システム改革以降の電気保安体制の構築に向けて～

資料4 需要場所や引込み・契約単位の見直しに伴う保安面の課題の検討についてが掲載されています。

詳細は、添付資料「電気保安制度WG（第2回）議事次第」及び「外部委託承認制度対象設備の見直し」をご参照ください。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和2年9月30日時点

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (10)
電気火災		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
停電波及		5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2	4	93
主要電気工作物破損等		4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1	4	49
発電支障 件数		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
件数		9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5	9	157

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	2 (2)							7 (7)
電気火災		0	0	0	0	0	0							0
停電波及		9	9	5	9	12	4							48
主要電気工作物破損等		6	7	4	7	9	10							43
発電支障 件数		0	0	0	2	0	0							2
件数		16	16	9	19	21	16							97

※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(令和元年5月及び令和2年7月に「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

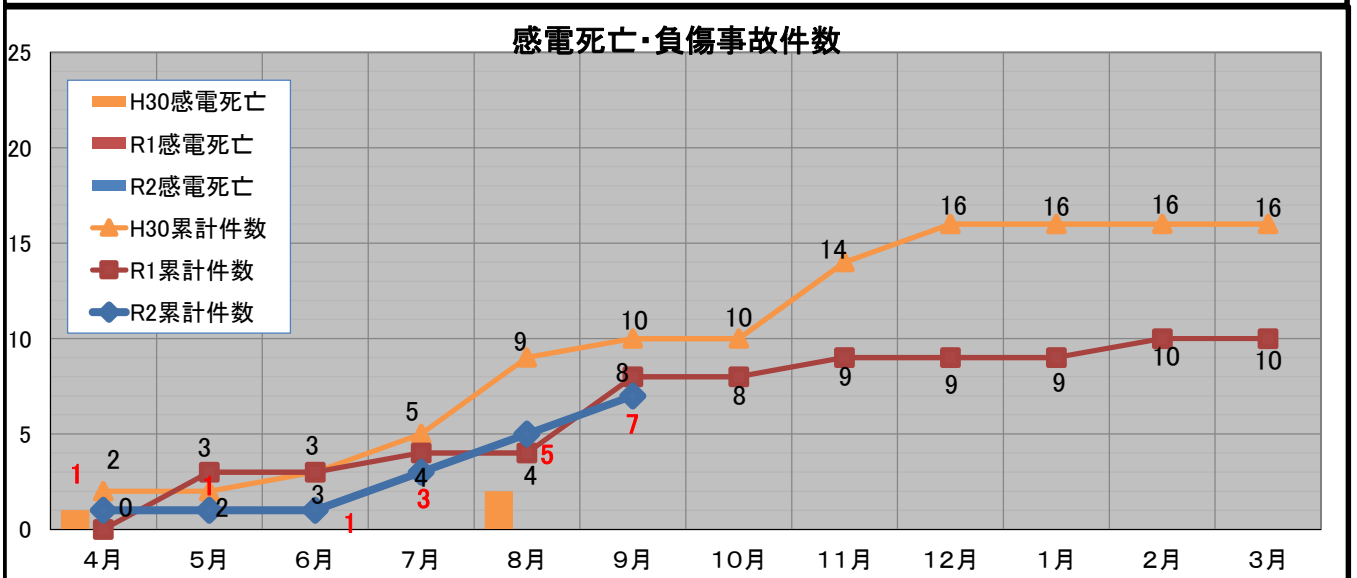
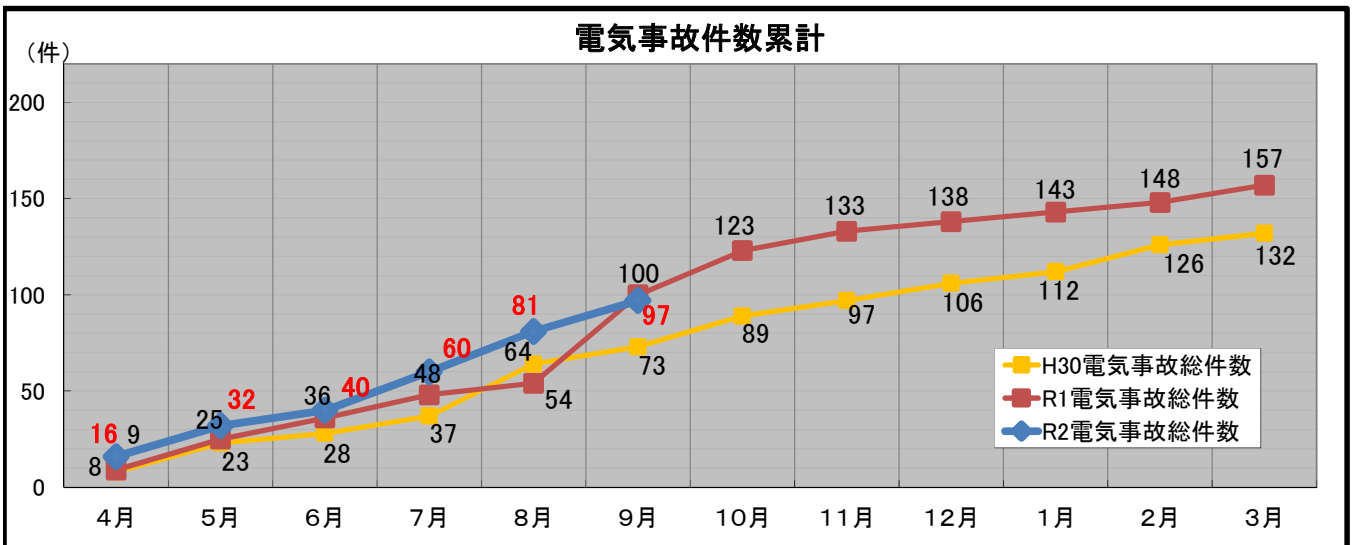
(令和2年8月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故、及び「主要電気工作物破損等」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、

事故件数合計としてはそれぞれ1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



事業場番号について②

- 委託先が変更になっても事業場番号は変わりませんので、委託先が変わることを想定し、管理する必要があります。
- 保安法人又は電気管理技術者は事業場番号を必ず設置者に通知し、適切に管理して頂きたいと思います。

<管理方法>

点検ファイル

事業場番号：999999

〇〇株式会社

経済産業省
20201008-関東-ELE
2020年10月8日

株式会社
表取締役 ○○

関東東北産業保安監督部長

保安管理業務外部委託承認について

の件について、……

事業場番号 999999
事業場名 ○〇工場
申請年月日 2020年10月1日

- 点検ファイル（点検記録を綴ったファイル）に保安管理業務外部委託承認の施行文書も入れる。
- 点検記録・点検ファイル等に事業場番号を記載する。



新しい委託先は事業場番号を認識することが可能

自家用電気工作物点検報告書

事業場名：〇〇工場 事業場番号：999999

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

実施年月日：令和〇年〇月〇日〇時〇分

検査員：関東 太郎 印

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会
電力安全小委員会 電気保安制度 WG（第2回）
議事次第

日時 2020年10月28日（水）10：00～12：00

場所 Skype 会議

議題

1. 電気保安人材をめぐる課題の検討状況
2. 再エネ発電設備の電気保安の確保に向けた検討状況
3. 電気保安をめぐる現状と今後の課題
4. 需要場所や引込み・契約単位の見直しに伴う保安面の課題の検討について

資料一覧

○議事次第（本紙）

○委員名簿

○資料

資料1 電気保安人材をめぐる課題の検討状況

資料2 再エネ発電設備の電気保安の確保に向けた検討状況

資料3 電気保安をめぐる現状と今後の課題

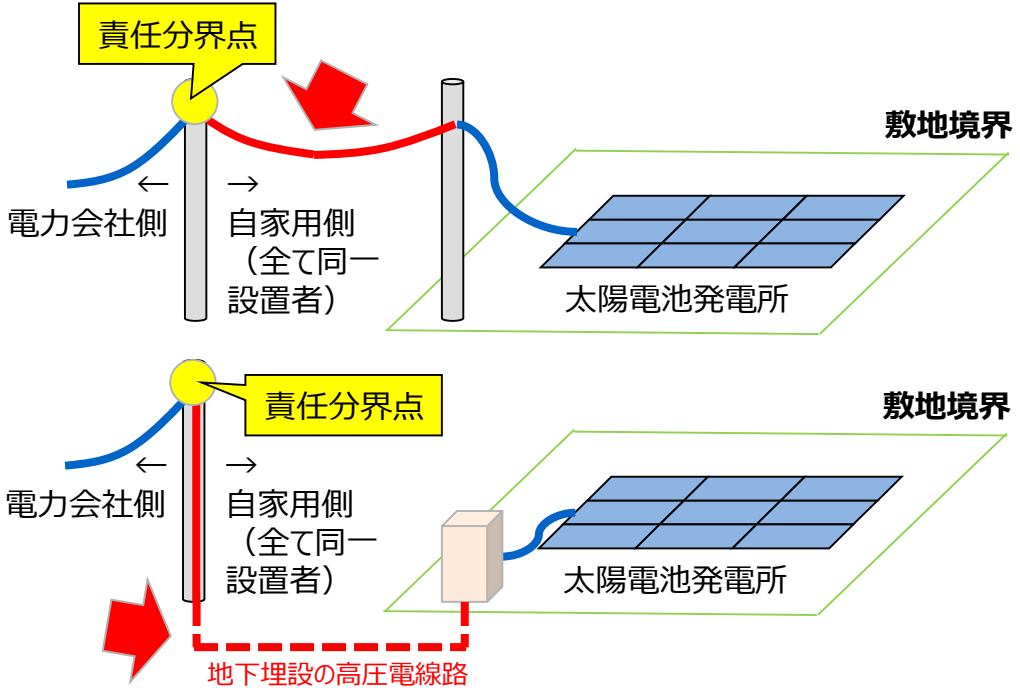
～電力システム改革以降の電気保安体制の構築に向けて～

資料4 需要場所や引込み・契約単位の見直しに伴う保安面の課題の検討について

3-1. 外部委託承認制度の対象設備の見直し（報告）

- 外部委託承認制度の対象設備は、これまでも設備の安全性の向上等を踏まえ、数次にわたって見直されてきたところ。近年、再エネ発電設備の増加等に伴い、多様な発電設備や設置形態が増加し、保安管理業務の受託における設備関係の相談も増加。
- 第1回制度WGでの議論を踏まえ、9月29日付けで「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を改正し、一部の構外にわたる高圧電線路を外部委託可能とした。

<対象設備の見直し>



一部の構外にわたる高圧電線路について、外部委託承認制度の利用を可能とした。

経済産業省

制定 20190304保局第1号
平成31年3月11日

改正 20200924保局第1号
令和2年9月29日

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）を次のように制定する。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、法第43条第4項の職務、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備を行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な

9月29日付けで内規を改正済

- 公衆安全に対する影響が比較的低い一定規模以下の電気工作物については、電気主任技術者の選任ではなく、外部委託承認制度の利用が可能。
- 外部委託承認制度の対象設備 (電気事業法施行規則第52条第2項) :
 1. 出力2,000kW未満の発電所 (水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。) で電圧7,000V以下で連系等をするもの
 2. 出力1,000kW未満の発電所 (前号に掲げるものを除く。) で電圧7,000V以下で連系等をするもの
 3. 電圧7,000V以下で受電する需要設備
 4. 電圧600V以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場

<外部委託の対象設備の一例>

1. 出力2,000kW未満の発電所



太陽電池発電所



風力発電所

2. 出力1,000kW未満の
発電所 (1.以外)



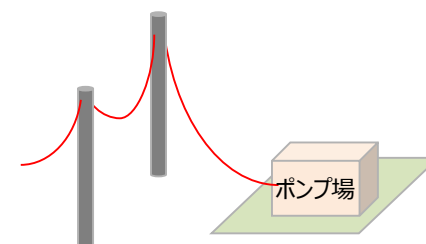
燃料電池発電所

3. 7,000V以下で
受電する需要設備



6kV級で受電する
事務所等

4. 600V以下の配電線路



構外に渡る600V以下の
配電線路を有する事業場等